

梅丘中学校

いじめ防止基本方針

ねづやま夢の学び舎
世田谷区立梅丘中学校

梅丘中学校いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止等の基本的な方針

1 基本方針策定の意義

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもとに、学校、家庭、地域、世田谷区、その他の関係機関が相互に連携し、世田谷区いじめ防止基本方針等を踏まえ、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

『いじめ』とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

いじめを見落とすことがないよう、いじめを受けた生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえる。行為がいじめに当たるか否かは、いじめの背景にある事情を把握し、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた生徒の立場に立ち、慎重に行う。なお、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、行為が行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、相手を傷つけたがすぶに謝罪し、再び良好な関係を築くことができている場合には、例えば「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟かつ適切に対応する。ただし、これらの場合にあっても法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策委員会にて情報共有し、対応する。

第2 いじめ防止等の具体的な対策

1 学校において実施する施策

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。また、多くの児童・生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようすることや、被害児童・生徒に対しては見守りを行うなど、徹底して守り通すことが大切である。

これらの認識のうえで、学校、家庭、地域、区、教育委員会、その他の関係機関の連携のもと、次のことを基本としていじめ防止等の具体的な対策を推進する。

（1）いじめの未然防止

すべての児童・生徒がいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、すべての児童・生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重する心の通う望ましい人間関係をはぐくむために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取り組みを推進する。

また、教育活動に、生徒の自己有用感をはぐくむ視点をいれ、社会性をはぐくむと同時に、他者を攻撃する可能性を限りなく「0」に近付け、誰もが安心できる学校づくりを推進する。

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進し、いじめに向かわない態度・能力の育成を図るとともに、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを率先して行う。
- ア 「特別の教科 道徳」の時間の確実な確保と充実を図る。道徳教育推進リーダーを中心に、校内研修において「特別の教科 道徳」について授業構成を見直し、研修を進めることで、心に響く道徳の授業を展開する。
- イ 年度当初、全クラスでクラス目標（クラスアピール）を全校生徒の前で発表する機会をつくる。こうすることで、クラスの一人ひとりがクラスの一員であるということを自覚するとともに、他学年・他学級のことも理解し、お互いを尊重し合う心を育む。
- ウ クラスアピールについては、クラス目標のみにとどまらず、「いじめ防止に関する取組」および「SNSに関するルール」についてもクラスで話し合い、発表する。学級で話し合ったことを全校生徒の前で発表することで、「いじめを許さない」という環境づくりを進める。
- エ いじめ防止プログラムとスクールバディにより、いじめの構造やいじめ防止についての理解を深め、ネットリテラシー醸成講座によりネットいじめについて理解することで、いじめを生まない行動力を醸成する。
- ② 心豊かな人間性を育み、いじめ、暴力のない人間関係の構築を図るため、個々の生徒理解を深め、スクールカウンセラーと連携し、教育相談の充実に努める。
- ア 生徒が学年・学級の壁を越えて話をしてみたい教員を選び、面談をする「ふれあい面談」を年に1回実施する。いつでも教員が生徒の話や悩みを聞く雰囲気をつくり、教育相談活動の予防的役割を果たす。
- イ スクールカウンセラーと1年生との全員面談を年に1回実施する。
- ウ 年3回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、全ての教職員の共通認識を図る。

（2）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、教職員をはじめ、大人は児童・生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、児童・生徒との信頼関係などを高めていくとともに、定期的なアンケート調査や全員面接の実施等によるいじめの実態等を把握するための取り組みや、学校における教育相談体制の充実を図る。また、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなど、校長を中心とした組織的な指導体制を確立する。

〔具体的な取り組み〕

- ① 学校生活アンケート(年1・2回)の実施
- ② 計画的な教育相談(三者面談)の実施
- ③ 複数の教員によるきめ細やかな生徒理解の推進
- ④ 週1回の教育相談部会・生活指導部会の開催による迅速な情報共有
- ⑤ スクールカウンセラーによる1年生全員との面接の実施
- ⑥ 年2回のQ-U調査実施による細部にわたる生徒理解

(②③④⑤⑥は未然防止にも適応)

(3) いじめへの早期対応

いじめの情報やいじめの兆候が確認された場合には、いじめを受けている児童・生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止など組織的に迅速に対応できる体制を整える。いじめだけでなく、いじめにつながる「いじり」や「からかい」も絶対に許さない。例えば、授業中などの「からかい」や人権にかかわるような発言に対しても一切許さず、生活指導部と当該学年で組織的に指導を徹底する。

また、学校としてできることとできなことを明確にして、被害生徒・及び保護者に対して丁寧な説明をするように努める。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくには、家庭や地域の方々、関係機関と連携を推進する。

また、生徒理解と同時に、日頃から保護者との関係を大切にする。いつでも気になることを気軽に相談できる関係を築いておくことが、未然防止、早期発見、早期対応につながる。

(5) 警察と連携した的確な対応

警察と、児童・生徒の健全育成の観点から日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築するとともに、いじめ事案への的確に対応するために必要に応じて教育的意義や果たすべき役割等を明確にした上で警察への相談・通報を行う。

(6) いじめ防止等に取り組む組織の設置

いじめ防止等に実効的に取り組む組織（梅丘中学校いじめ防止対策委員会）を設置し、いじめ対策を行う中核となる役割を担うために定期的に実施する。また、この委員会は、校長、副校長、生活指導主任、教育相談主任、学年主任、保健主任、特別支援コーディネーターやスクールカウンセラー等で構成する。

なお、当該委員会は情報の収集と記録、共有を行う役割を担っていることから、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、一人で抱え込まずに、委員会に報告・相談する。

また、より実効性の高い取り組みが実施されるように、本基本方針の点検、見直しを定期的に行う。

2 本校に係る重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・ いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ただし、重大事態に該当するか否かについては、いじめを受けている児童・生徒の状況を報告し教育委員会が判断する。重大事態が発生した場合には、梅丘中学校

いじめ防止対策委員会は、教育委員会への報告とともに連携して、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、いじめられた児童・生徒や保護者等から重大事態であるとの申立てがあったときは、調査の実施や報告など適切に対応する。

(2) 重大事態調査の概要及び調査の目的

この調査は、「重大事態に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

重大事態調査は、生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行うことを目的とした調査である。

(3) 本校又は区と教育委員会による調査等

重大事態が発生したときは、設置している梅丘中学校いじめ防止対策委員会などを中心に、重大事態に対処するとともに、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、本校から教育委員会を通じて速やかに区長に報告する。

第3 その他

この方針に定めるいじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止等の取組を評価する項目を学校評価に取り入れ、その取り組み状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。

第4 活動計画

| 月 | 道徳・総合・学活・特別活動など | その他 |
|-----|---|--|
| 4月 | 生活の決まりの確認 学級開き（いじめのない学級づくり） 全校集会（いじめについて） クラスアピールに向けて 1年生SCとの全員面談 ネットリテラシー醸成講座 | 生活指導部会（年間活動計画の確認） 職員会議（基本方針の確認） 保護者会 特別支援校内委員会・生活指導部会（週一回） ふれあい面談 拡大学年会 |
| 5月 | いじめ防止プログラム いじめのない学級づくり Q-U調査 体育祭を通した人間関係づくり 1年生SCとの全員面談 | 特別支援校内委員会・生活指導部会（週一回） |
| 6月 | ふれあい月間①（アンケート調査） | 特別支援校内委員会・生活指導部会（週一回） |
| 7月 | 学期の振り返り SOSの出し方 | 特別支援校内委員会・生活指導部会（週一回） 三者面談 |
| 8月 | | 外部のいじめに関する研修 |
| 9月 | 全校集会（いじめについて） | 特別支援校内委員会・生活指導部会（週一回） |
| 10月 | 合唱コンクールを通した人間関係づくり 生徒総会 Q-U調査 | 特別支援校内委員会・生活指導部会（週一回） |
| 11月 | ふれあい月間②（アンケート調査） 光明交流 | 特別支援校内委員会・生活指導部会（週一回） |
| 12月 | 学期の振り返り 学校評価アンケートの実施 | 特別支援校内委員会・生活指導部会（週一回） 三者面談 学校評価アンケートの集計と活用 |
| 1月 | 全校集会（いじめについての話） | 特別支援校内委員会・生活指導部会（週一回） |
| 2月 | ふれあい月間③（アンケート調査） | 特別支援校内委員会・生活指導部会（週一回） |
| 3月 | 1年の振り返り | 特別支援校内委員会・生活指導部会（週一回） 保護者会 年間の活動の振り返りと次年度の計画の見直し 指導記録の整理と引継ぎ資料の作成 |

・各学期の「ふりかえり」では、いじめ等のクラス決議の再確認・反省をする。